

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（仮称）について  
パブリックコメント実施結果

宮津市市民環境部市民環境課

- 1 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（仮称）の制定の趣旨  
地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、一層のプラスチック等に係る資源循環の重要性が高まる中、天橋立をはじめとした美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく責務のもと、プラスチックをはじめとする資源が適切に循環する体制を構築し、もって脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現するため、最も訴求力のある条例（理念条例）を制定しようとするもの。
- 2 意見募集期間  
令和4年10月13日（木）～11月3日（木・祝）
- 3 意見提出方法  
持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法（※口頭、電話での意見提出は不可）
- 4 閲覧場所  
宮津市公式ホームページ、宮津市役所市民環境課環境衛生係窓口・情報公開コーナー・各地区連絡所
- 5 結果            1人

（次頁に続く）

## 6 御意見と対応（考え方）

御意見	対応（考え方）
<p>条例の愛称 案②「美しい海を未来に残す条例」がよい。 「美しい海」は宮津市民の誇りであり、『観光・宮津』としても「海」は貴重な観光資源である。なぜゴミを減らす必要があるのか、このままゴミ問題を他人事としてしまった場合、「宮津の海」がどのように変化していくのか想像しやすい条例の名称だと思う。</p>	<p>本条例が市民、事業者、観光客等にとって親しみやすく、資源循環の促進等の自主的な取組を促すものとなるよう、いただいたご意見を参考としながら、今後、条例愛称を検討して参ります。</p>
<p>集団回収の促進 自治会や学校等で廃品回収が定期的に行われているが、通年で回収できる所や回収品目（作業所や学校など）を広く市民に公表すべき。すでに公表されているかもしれないが、知らない人も多いと思う。</p>	<p>ご提案いただいた取組については、3R活動の一環として、資源循環の促進を図る上で重要かつ実効性のある取組と考えております。 資源循環の促進等に向けた具体的施策については、本条例に基づき策定する「基本指針」で定めることとしており、その内容については、今後、宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議することとしております。</p>
<p>不用品の常設交換スペースの設置 自宅で不要になったがまだ使える物を持って行けば、スペースに置いてある物を持って帰れる不用品の常設交換スペースを設けてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見は審議会に報告し、審議していきたいと考えております。</p>
<p>観光 SDGs 関連 海沿いの清掃活動に参加してみて、釣り客が放置したゴミが大量に見つかった。浜辺にはBBQのゴミが放置されることもある。 このようなことを踏まえ、観光客用のゴミ袋を販売（1枚単位で購入可）してはどうか。 ゴミを出す場所の案内図も同時に配布し、放置せず集積所へ出して帰ってもらう。 観光客用の集積所は市民とは別に設置し、地域住民に清掃等の負担がかからないようにしたい。 （宮津を訪れた人すべてが、ゴミを持ち帰るマナーを守っていただけるとベスト）</p>	<p>本条例は、市民や事業者だけでなく宮津を訪れる観光客等にも資源循環の促進等への協力を求めていくものです。 具体的にどのような手法で観光客等に本市の取組を周知し、取組への協力を促していくかについては、いただいたご意見も参考としながら、宮津市減量化等推進審議会で審議していきたいと考えています。</p>